

再検証 町財政の現状

特集「特別会計」 最終回「簡易水道事業特別会計」

最終回の今回は、皆さんの生活に欠かせない、「水道」事業を運営する「積丹町簡易水道事業特別会計」の現状について考えます。

1. 事業の概要

積丹町簡易水道事業は、町民の皆さんに衛生的で良質な水道水を安定供給し、生活環境を維持するため、昭和61年から平成15年にかけて国庫補助金及び起債により総事業費31.9億円を投入し、浄水場等水道施設及び、送・配水管約96.5kmを整備しました。

施設の運営については、積丹川水系ウエント川を水源とする「野塚地区浄水施設」と積丹川水系伊佐内川を水源とする「伊佐内地区浄水施設」を有する2水源1簡易水道施設で運営しており、積丹町では1日1世帯当たり約387リットルの水が使用されており、毎日各家庭で20

リットルのポリタンク約20個分の水を使用している計算になります。

各施設の概要については【表1】、各地区の水道加入状況については【表2】のとおりです。また、皆さんの家庭に水が届くまでの流れは【図1】のとおりです。

2. 収支の状況

収支の内訳は次ページ【表3】のとおりです。

■収入の状況

簡易水道事業特別会計の収入は、皆さんに納めていただく水道使用料などのほか、一般会計からの繰入金があり、24年度では107,169千円と収入の

約70%を占めています。

一般会計からの繰入金のうち、赤字補てん分である基準外繰入金は24年度で2,432万5千円となっており、現在起債の償還金がピークを迎えており、本来の独立採算の経営は理解しながらも一般会計からの応援に頼らなければならぬ状況です。

■支出の状況

本特別会計における支出は人件費や検針委託料などの一般管理費と、施設の電気料など、施設を稼働するための管理費のほか、支出の83%を占める公債償還費があります。

【表1】 各施設の概要

施設名	野塚地区浄水施設	伊佐内地区浄水施設
水源	積丹川水系ウエント川	積丹川水系伊佐内川
給水区域	幌武意町、入舸町、日司町 野塚町（日の出、共和を除く） 西河町、来岸町、余別町、 神岬町	野塚町（日の出、共和） 婦美町、美国町
最大給水能力 / 日	1,023m ³	1,532m ³
計画給水人口 （平成8年度事業認可）	1,735人	1,710人
	合計 3,445人	

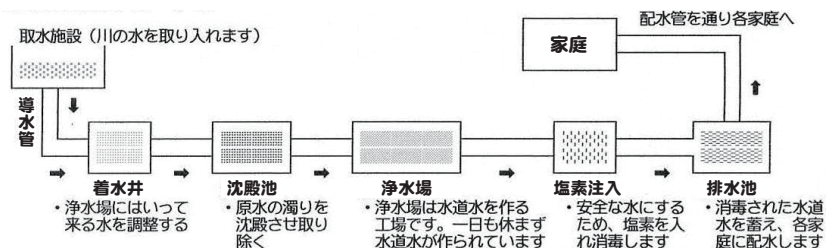
（注）計画給水人口には、農業や観光業などの事業用水も含まれます。

【表2】 各地区の加入状況

（平成25年3月末現在）

地区別	美国地区 （船澗除く）	船澗地区	婦美・丸山	入舸管内	余別管内	全町
計画対象戸数	226	534	57	392	213	1,422
加入戸数	225	263	57	391	212	1,148
加入率（%）	99.6	49.3	100	99.5	99.5	80.7

【図1】



3. 簡易水道事業特別会計の課題

■伸び悩む水道加入率

【表2】のとおり、平成24年度末の水道加入率は80.7%となっており、町では85%を目標値として定めていますが、加入率の上昇は鈍化傾向にありま

す。

特に、美国船澗地区では49.3%と加入世帯は半数にも満たない状況であり、また、未加入世帯のうち47%を高年齢世帯が占めているため、経済的な理由等により加入できない世帯も多い状況となっています。

【表3】 収入の状況

(単位：千円)

区分	H 2 3	H 2 4
水道使用料	45, 152	44, 001
手数料	42	56
諸収入	4	2
一般会計繰入金	104, 531	107, 169
(内 基準内繰入金)	(82, 364)	(82, 844)
(内 基準外繰入金)	(22, 167)	(24, 325)
合 計	149, 729	151, 228

(注) 基準外繰入金：使用料等で賄うことが出来ず発生する赤字補填

支出の状況

(単位：千円)

区分	H 2 3	H 2 4
一般管理費	人件費	6, 766
	委託料	410
	貸付金	0
	その他の物件費	2, 415
	計	9, 591
施設管理費	需用費	4, 266
	役務費	4, 409
	委託料	694
	工事請負費	10, 469
	計	19, 838
公債費	120, 300	125, 671
合 計	149, 729	151, 228

【表4】 近隣町村との水道使用料の比較

項目	積丹町	古平町	余市町	仁木町	赤井川村
基本水量 (m ³)	10	8	7	10	10
基本料金 (円)	2, 100	2, 200	1, 826	2, 400	1, 230
超過料金 (円 / m ³)	210	270	270	190	180
10m ³ / 月の料金 (円)	2, 100	2, 740	2, 636	2, 400	1, 230
現行料金改定	H18. 4. 1	H9. 4. 1	H23. 7. 1	H20. 4. 1	H6. 4. 1

加入率や収納率の向上など健全な水道事業の運営のためには町民の皆さんのご協力が不可欠

更となります。

また、先月号の広報誌でもお伝えしたように、消費増税の転嫁による水道使用料の引上げ改正が2月に行われた第1回町議会臨時会で議決され、5月分(5月25日検針分)から税抜単価に消費税5%が上乗せされていた現行料金から8%の上乗せに変更となります。

7年間にわたる行財政改革の末に解消した10億4千6百万円の累積赤字、あの苦難の日々を繰り返すことが無いよう、町民の皆さんと行政がひとつになり、健全な町の財政の維持に努めていかなくてはなりません。

これらの現状や課題には、人口の減少など町単独での解決が難しいもの、行政の努力によって打破していかなくてはならないものなど様々なものがありますが、地方分権の時代ですから、町民の皆さんのご理解とご協力を得て、自らの町の課題として解決していかなくてはならないものです。

更に、飲食店、旅館などの営業店の加入率も42%と低く、給水の必要性は理解しながらも設置が遅れている状況にあります。町では、水道の加入を促進するため、給水装置設置費用として40万円を上限に無利子で貸し付ける制度を設けており、町内に住宅を所有していることや、町税等を完納していることなどの条件を満たす方に対して貸付け(融資)を行っていますので、水道の設置を考えている方はご検討ください。

■設備の老朽化
水道施設は昭和61年から整備を行ってきましたが、最も古いもので設置から28年が経過しているため、老朽化による漏水事故なども発生しており、各家庭への安定した水道水の供給に資するため、計画的な施設の改修や更新を行う必要にも迫られています。

■料金収入
平成18年度に昭和58年以来の料金改定(基本料金25%、超過料金40%引上げ)を行ってからの7年が経過しましたが、24年度においても収支不足分を一般会計からの繰入を行っている状況にあります。

24年度の基準外繰入金24, 325千円を、本来望ましい姿である特別会計の独立採算に沿い、町民の皆さんから収めていただく水道使用料のみで賄うとした場合には、現行の基本使用

料2千円(税抜)を3千円にしなければ、収支の均衡を図ることが出来ません。

また、24年度の使用料の収納率は97.3%となっていますが、滞納となつていている使用料の総額は25年5月末現在で710万5千円にも上り、収納率の更なる向上へぜひ、町民の皆さんのご協力が必要です。

終わりに

今後も施設の計画的な改修や更新、水質の安全管理等などにより、生活環境の維持向上に努めていきます。

全6回にわたって町の特別会計の現状について紹介してきましたが、各特別会計がおかれているさまざまな現状の課題を再認識していただけたことと思います。